**「景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限」**

**に関するチェックリスト**

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であることから、良好な景観を形成するために、　熊本市景観計画第5章　景観計画区域内（市内全域）において、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関して、周辺の景観と調和が保たれるよう必要な制限を設けています。

申　請　者　 住 　 所 　〒

（所在地）

氏　　名

名称及び

代 表 者

電話番号

|  |
| --- |
| ・大規模屋外広告物・特定施設届出地区内等の広告物の表示、設置、変更または改造を行う場合は、このチェックリストに必要事項を記入の上、屋外広告物許可申請書（新規・更新・変更）に添付してください。・適合する場合**「○」**、不適合の場合**「×」**、該当しない場合**「－」**をチェック欄に記入のうえ、計画内容・配慮事項欄には、具体的な計画内容、配慮事項等を記入してください。 |

**１**．対象行為（該当する箇所に☑チェックをしてください）

|  |  |
| --- | --- |
| □大規模屋外広告物の表示、設置、変更又は改造　 | １事業所等につき表示面積の合計が、禁止地域で５㎡又は許可地域で10㎡を超える屋外広告物で、次のいずれかに該当するもの |
| □建植広告で高さが12 ｍを超えるもの又は１面表示面積が15 ㎡を超えるもの |
| □建築物に付随するもので建築物の軒の高さから５ｍを超えるもの又は１面表示面積が15 ㎡を超えるもの |
| □高さが 12 ｍを超える建築物に付随するもの |
| ※チェックが入った場合は、**２**へ |
| □特定施設届出地区内及び景観形成地区内の屋外広告物の表示、設置、変更又は改造 | □自家用広告物等を除く屋外広告物□禁止地域で、1事業所等につき表示面積の合計が5㎡を超えるもの□許可地域で、1事業所等につき表示面積の合計が10㎡を超えるもの |

※チェックが入った場合は、**５**へ

◎上記のいずれにも該当しない場合は、これで終了です。

**２**．行為の場所　（該当する箇所に☑チェックをしてください）

|  |
| --- |
| 重点地域□熊本城周辺地域□水前寺周辺地域　□江津湖周辺地域　□熊本駅周辺地域□電車通沿線地域　□白川沿岸地域　□特定施設届出地区　□熊本空港周辺景観形成地区（上記の地域・地区に該当する場合は、市全域の基準のほか、それぞれの地域・地区の基準に適合する必要があります）□それ以外の地域 |

※**３**チェックリストへ

**３**．大規模屋外広告物のチェックリスト（市全域）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 制限の内容 | チェック | 計画内容・配慮事項 |
| 位置 | ・街並みの一員として参加し、周辺の街並みから突出しないように努めること。 |  | □周辺の町並みから突出していない。□その他（ |
| ・遠景の山々や景観資源に対する道路（又は特別の視点場）からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さをおさえるように努めること。 |  | □道路境界から「　　」m後退。□高さ「　　」m□その他（ |
| ・建物に附帯する場合は、建物とのバランスをくずさず、建物の前面に突出しない位置となるように努めること。 |  | □建物の前面に出ていない。□建物とのバランスを取った。□その他（ |
| 表示面積 | ・史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないように努めること。 |  | □掲出していない。□掲出数を少なくした。□その他（ |
| ・可能な限り総量を抑えるように努めること。 |  | □総量「　　」㎡□その他（ |
| ・複数ある場合には、大きさをそろえるか、あるいは集合化に努めること。 |  | □大きさをそろえた。□集合化した。□その他（ |
| 意匠 | ・記号化や図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるように努めること。 |  | □マークを用いて文字数を減らした。□記号を用いて文字数を減らした。□その他（ |
| ・建植広告等においては、周囲の良好な自然景観を阻害しないように配慮すること。 |  | □周囲の景観を考え、配色に配慮した。□自然景観に配慮し、高さを抑えた□その他（ |
| 色彩色彩 | ・建物や周辺の色彩との調和を図ること。 |  | □明度を抑えた□彩度を抑え、周囲との調和を図った。□その他（ |
| ・街路樹のある通りに接して掲出する場合は、緑色彩に調和するように努めること。 |  | □明度を抑えた。□彩度は抑え、背景の樹木（緑）に馴染じませた。□その他（ |
| ・配色数は、可能な限り少なくするように努めること。 |  | □配色は「　　」色とした。□その他（ |
| ・ネオンサイン等発光を伴うものは、周辺の夜景との調和を図ること。特に、落ち着いた住宅地等に隣接する場合は、環境をみださないように配慮すること。 |  | □夜間「　　」時以降は，点灯しない。□住宅地での夜間点灯はしない。□その他（ |
| ・周辺と調和した素材を用いるように努めること。 |  | □つやを抑えて、周囲と調和させた。□その他（ |
| 材料 | ・塗料のはげ落ちや、破損等による景観の不調和をきたさないよう、管理･運営面での対策を講じること。 |  | □塗装の補修をおこなった。□耐久性のある素材を使用した。□その他（ |
| その他 | ・不用な看板を放置しないように努めること。 |  | □放置しない。□不用な看板は置かない。□その他（ |

※**２,**でチェックが入った地域チェックリストへ

※特定届出地区の場合、５へ

※熊本空港周辺景観形成地区の場合、６へ

４．重点地域基準

**【熊本城周辺地域】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 制限の内容 | チェック | 計画内容・配慮事項 |
| ・煙突状の屋上広告は、掲出しないこと。 |  | □屋上広告は、掲出しない。□その他（ |
| ・建築物本体と一体的なデザインとし、建築物のデザインや規模との調和に配慮すること。 |  | □歴史的な地区のため自然素材を用いた。□建築物とデザインを合わせた。□その他（ |
| ＜熊本城特別地区＞ |  |  |
| ・屋上広告は、掲出しないこと。 |  | □屋上広告は、設置しない。□その他（ |
| ・屋外広告物の基調色は、高彩度とならないように努めること。 |  | □彩度は「　　」以下とした。□基調色は、低彩度とした。□その他（ |
| ・屋外広告物の照明は、熊本城の夜間景観に配慮して、過度な明るさ及び派手な色彩とならないように努めること。 |  | □点灯は、「〇」時まで。□点滅はしないこととした。□その他（ |
| ＜京町台地地区＞ |  |  |
| ・屋上広告の高さは、海抜63ｍを超えないこと。 |  | □海抜「　　　」m□その他（ |
| ＜一般地区＞ |  |  |
| ・屋上広告の高さは、海抜55ｍを超えないこと。 |  | □海抜「　　　」m□その他（ |
| ・シンボルロードからの熊本城天守閣への良好な眺望を守るために、突出広告の掲出はしないように努めること。 |  | □壁面広告だけとした。□突出広告の大きさを小さくした。□その他（ |

**【水前寺周辺地域】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 制限の内容 | チェック | 計画内容・配慮事項 |
| ・古今伝授の間の前の視点場からの水前寺成趣園東側周辺の眺望範囲に位置する建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、視点場から見えないものは除く。 |  | □高さ計算を行い、突出していないことを確認した。□その他（ |
| ・園内から眺望できる建築物等には、屋外広告物の掲出はしないこと。ただし、園内から見えないもの及び自家用のビル名称サイン等は除く。 |  | □建物・広告物が園内から見えるか確認した。□その他（ |

**【江津湖周辺地域】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 制限の内容 | チェック | 計画内容・配慮事項 |
| ・公園内から眺望できる建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、公園内から見えないもの及び自家用のビル名称サイン等は除く。 |  | □建物・広告物が、公園から見えるか確認した。□その他（ |

**【熊本駅周辺地域】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 制限の内容 | チェック | 計画内容・配慮事項 |
| ・東西の駅前広場及び電車通りの境界から100メートル以内には、屋上広告（自家用広告物を除く。）の掲出はしないこと。 |  | □100ｍ以内には、屋上広告は掲出しない。□その他（ |
| ・東西の駅前広場に面して、立て看板、のぼり旗の掲出はしないこと。ただし、短期的なイベント開催時は除く。 |  | □駅前広場に面して、立看板、のぼり旗の掲出はしない。□その他（ |
| ・屋上広告は、建築物の一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとするように努めること。 |  | □隣接する建物と高さをそろえた。□建築物との一体化を行った。□その他（ |
| ・街路樹よりも高い位置に壁面広告等を掲出する場合は、その形状や表示面積は建築物との調和に努めること。 |  | □明度を抑えた。□彩度は抑えめにして、背景の樹木に馴染ませた。□その他（ |
| ・東西の駅前広場及び街路樹のある通りに面して掲出する場合は、緑の色彩を意識し、基調色は高彩度とならないように努めること。 |  | □基調色の彩度を「　　　」とした。□基調色を低彩度とした。□その他（ |

**【電車通沿線地域】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 制限の内容 | チェック | 計画内容・配慮事項 |
| ・屋上広告は、建築物の一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとなるように努めること。 |  | □隣接する建物と高さを揃えた。□建築物と一体化を行った。□その他（ |
| ・屋外広告物の基調色は、建築物と同色又は調和した色彩となるように努めること。 |  | □建築物を同程度の色彩を基調色とした。□建築物と同色とした。□その他（ |

**【白川沿岸地域】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 制限の内容 | チェック | 計画内容・配慮事項 |
| ・大甲橋から上流を眺望する場合に、両岸の樹木より高い位置に見える屋外広告物の掲出はしないこと。ただし、自家用の壁面広告、突出広告は除く。 |  | □樹木の高さより低い位置にした。□樹木と同じ高さにした。□その他（ |
| ・川に向けての掲出を避けるように努めること。 |  | □川に向けた掲出は行わない。□その他（ |

**５．特定施設届出地区**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 制限の内容 | チェック | 計画内容・配慮事項 |
| 位置 | ・建植広告は、建築物と調和が保てると同時に、沿道において統一性のある位置とするように努めること。 |  | □沿道から見て、突出し過ぎない位置を検討した。□その他（ |
| 外観 | ・屋外広告物は、可能な限り総量を抑え、複数ある場合には大きさをそろえるか、集合化するよう努めるとともに、沿道で統一性が取れたものにするように努めること。また、配色数は可能な限り少なくするよう努め、建築物や周辺の色彩との調和に配慮すること。 |  | □総量は、「　　　」㎡とした。□大きさを揃えた。□配色数は、「　　　」色とした。□その他（ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 緑化 | ・建植広告その他の工作物の根元周辺は、修景緑化に努めること。 |  | □工作物の根元に緑化を行った。□その他（ |
| その他 | 街並みをすっきりさせるために、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ掲出しないように努めること。 |  | □のぼりの設置間隔を広く取った。□のぼりの数を減らした。□その他（ |

**６．熊本空港周辺景観形成地区**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 制限の内容 | チェック | 計画内容・配慮事項 |
| ・色調、形状、規模、意匠が周辺の景観に調和するよう努めること。  |  | □山や田畑と調和するよう、視線を遮らず、明度・彩度は抑えめとした。□その他（ |
| ・しっかりした材質のものを使用し、汚れ、たい色、破損等により周辺の景観との調和を乱さないよう努めること。  |  | □破損や汚れに強い材質を使用した。□その他（ |
| ・同一敷地内で同一目的の屋外広告物を掲出する場合は、効果性をふまえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくするとともに、掲出位置についても景観の調和に配慮すること。  |  | □屋外広告物の効果を検討し、不要と思われるものは、撤去を行った。□その他（ |
| ・掲出位置、形状、規模、意匠及びベースとなる色調等について、隣接する相互において統一に努め、屋外広告物による景観の創出により、その地域において統一感ある個性の確立を目指すよう努めること。  |  | □周辺の広告物と位置や形状を合わせ、統一を図った。□その他（ |
| ・ネオンサイン等照明広告については、光害の防止に努めるとともに、昼間の景観にも配慮すること。  |  | □夜間状況を確認し、ドライバーや歩行者、周辺住民にとって、まぶしくないよう配慮した。□その他（ |
| ・蛍光塗料は使用しないよう努めること。  |  | □蛍光塗料は使用しない。□その他（ |
| ・屋上広告については、屋上あるいは塔屋等の水平投影面からはみ出さないものとし、更に壁面との一体性を持たせることにより、屋外広告物の支持物が見えない構造とする。また、色彩については、建築物の色調と調和するよう努めること。 |  | □広告物の支持物が見えないように設置した。□その他（ |
| ・壁面広告は、取付壁面からはみ出さないようにし、下地の色は壁面と合わせるよう努めること。  |  | □下地の色を壁面と合わせた。□その他（ |
| ・突出広告の上端は、建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は設置位置を統一するとともに、形状、意匠、色調等の統一に努めること。  |  | □複数の広告物を統一し設置した。□その他（ |
| ・窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないよう努めること。  |  | □テント広告は行わない。□その他（ |
| ・広告塔は、その高さ、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観との調和に努めること。 |  | □広告塔の高さに配慮し、飛び出させない。□その他（ |